

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

久比岐野の改修による雪だるま高原活性化計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県上越市

### 3 地域再生計画の区域

新潟県上越市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

現在、雪だるま高原にはスキー場「キューピットバレイ」、宿泊施設「久比岐野」の2施設が営業しているが、それぞれ利用者数が減少している。施設の入込数を平成15年度と平成30年度で比較すると、キューピットバレイスキー場は185,900人が118,900人、久比岐野は6,299人が5,000人となっている。また、安塚区内にある道の駅「雪のふるさとやすづか」の利用者数も減少（平成27年度11万人→平成30年度9万8千人）しており、区内全体の観光客増加が課題となっている。

安塚区は、菱ヶ岳の麓から山頂にかけて川に沿って形成される南北方向に縦に長い区域で、区域内の移動は区内を縦断する国道403号が唯一の幹線道路となる。当該高原は、麓側から当該道路を13.7km進んだ最も奥まった山頂側に位置しており、区内全体の観光客増加には最終目的地となる当該高原周辺の集客力の強化が課題となっている。

RESASによって当市全体の地域資源を分析（経路検索条件データ 2018年度）すると、経路検索サービス（NAVITIME）の目的地として設定される観光資源等の上位10位のうち、スキー場「キューピットバレイ」は、12月～2月において、市内2位となるものの、4月～10月は、9位又は10位又は圏外となる。このため、当区における観光客は、スキー場の利用者や、雪を活用した「安塚キャンドルロー

ド」の見学者など雪を活用したコンテンツを目的に来訪する人が中心であり、季節性・一過性の誘客が中心となり、区全体の観光客の増加には一年を通じた誘客施設の整備が課題である。

安塚区は、全国的にも有数の豪雪地帯に位置する中山間地域であり、人口の減少が著しい。昭和60年には約5千人を数えていた人口が、平成27年の国勢調査では2,491人とほぼ半数となり、平成30年度末では2,285人となっている。地域の主な産業として、夏期における農業や冬期におけるスキー場で雇用があるものの、人口減少の緩和には一年を通じた安定的な雇用創出が課題となっている。

また、宿泊施設「久比岐野」は、源泉かけ流しの浴室を備えているものの、規模が小さく施設利用は宿泊者に限られており、昼間は、浴室、宴会場、厨房、食堂等、施設全体が未稼働となるなど、効率的な施設運用が課題となっている。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

上越市安塚区は、長野県と境を接する新潟県の南西部に位置し、標高60m～450mに28集落が点在する中山間地域で、冬場の積雪は平地で2m、山間部で5mに達する豪雪地帯である。当区では、昭和63年に菱ヶ岳山麓を中心に国のリゾート指定を受けると、平成2年にスキー場「キューピットバレイ」、隣接する宿泊施設「久比岐野」がオープンし、これらの施設等を雪だるま高原と総称し、豪雪を逆手に取った地域活性化に取り組んできた。

また、スキー場のオープン以降、雪だるま高原一帯は、地域住民にとって雪を活用した観光産業や雇用創出の中心であるとともに、地域住民の地域への誇りや愛着のシンボリックなエリアとなり、地域住民が一丸となって雪だるま高原の活性化に向けた取組を行っている。具体的には、毎年2月に、地域住民が主体となって、当該高原へ続く国道や区内全体の道路沿いの雪壁内に約4万本のロウソクを灯し、同高原エリアへの誘導等を促進する地域を挙げたイベントが20年以上継続していることや、当区出身・在住の若者有志が、当該高原を会場に地域活性化に向けたイベントを定期的で開催しているなど、当該高原を盛り上げる機運が当区全域に根付いている。

一方、当区を訪れる観光客は、スキー場利用客の減少をはじめ年々減少しているとともに、コンテンツの中心が雪となるため、冬期以外に誘客を促進する環境が整っていない現状にある。通年利用が可能な施設として、宿泊施設「久比岐野」があり、源泉かけ流しの温浴施設を有しているものの、浴室は小さく、現状では宿泊者の利用に限られ、昼間の浴室や食堂、厨房、宴会場が未稼働となっている。

そこで、当該高原の主要観光施設となる宿泊施設「久比岐野」を日帰り温浴施設として改修し、誘客を促進する拠点施設として整備することで、市内唯一となる源泉かけ流しの日帰り温泉を売りとした通年の観光客増加を図るとともに、昼間の厨房等未稼働施設の効率的な運用により日帰り客を対象とした地元食材活用した飲食機能の拡充や地場物産を扱う物販機能の拡充による観光産業の振興と雇用の創出を目指す。

#### 【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目
改修施設である「久比岐野」の日帰り利用者数(人)	0	1,000	6,000
改修施設である「久比岐野」の日中飲食サービス及び物販の売上額(千円)	0	1,000	3,000
雪だるま高原の来場者数	118,900	1,000	1,000

2022年度増加分 3年目	2023年度増加分 4年目	2024年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
7,000	2,000	2,000	18,000
3,000	1,000	1,000	9,000
1,000	1,000	1,000	5,000

## 5 地域再生を図るために行う事業

## 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

## 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

### ○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

#### ① 事業主体

2に同じ。

#### ② 事業の名称

温泉の宿「久比岐野」改修整備事業

#### ③ 事業の内容

安塚区の観光は、スキー場等の雪を活用した季節性等の観光誘客が多く、一年を通じた誘客を行う環境が不十分である。着実な観光入込数の増加には一年を通じた誘客が必要であり、雪だるま高原の宿泊施設「久比岐野」を改修し、宿泊利用だけでなく、日帰り入浴も可能な施設として機能を拡充することで、観光客の増加を目指す。さらに、当該施設が新たな業務を担うことで安定的な雇用を創出する。

そのためには、温泉の宿「久比岐野」を増築し、宿泊者専用だった浴室を拡大、日帰り客が利用できる温浴施設に改修する。また、現状昼間に未稼働となっている厨房を利用した地元産食材を楽しめる飲食サービスの展開や宴会場の休憩室利用、地元物産の物販スペースの創設など施設全体が観光誘客を促進する施設としてリニューアルする。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

温泉の宿「久比岐野」は、「源泉かけ流し」の日帰り入浴施設となることで、日帰り入浴がスタートし、宿泊者の増加、宴会の増加が見込まれ、それぞれの収入を財源として、利用者へのサービスと経費をバランスをよく経営し、施設を維持していく。

##### 【官民協働】

市は、当該施設の魅力を創出して当地区を目的地として訪れる観光客の誘致活動を行うとともに、利用者が安全に安心して利用できるよう適切に

管理する役割。施設周辺の宿泊施設等で組織する安塚観光協会では、当該事業により整備される温泉等の観光資源を目的に訪れた観光客に対して、宿泊するだけでなく、宿ならではの体験プログラムを準備して受入れの幅を広げ、さらに、他の観光資源への周遊させる事業を展開し、広く地域経済の活性化につながるよう取り組む役割。

## 【政策間連携】

### 『観光振興』

当該施設の新たな魅力となる源泉かけ流しによる日帰り温泉は、上越市内では唯一であり、そのことを前面に誘客し、当該施設を起点、終点または経由地として市内の他の観光施設等への周遊することにより、市内の活性化につながる。

### 『中山間振興』

当該施設では浴室の増築改修によって日帰り利用者が増加し、地元の住民を講師とした体験プログラム（食体験、工芸体験）の実施するなど、訪れた人と地元住民の交流の場をつくり、賑わいの創出や交流人口の拡大による地域の活性化を図る。

### 『産業振興』

当該施設では浴室の増築改修によって日帰り入浴を扱う新たな業務が増えるため、一年を通じて新たな安定的な雇用の場が創出する。

## 【地域間連携】

新潟県と長野県の県境である関田山脈を縦走する延長約80kmの信越トレイルのルート上にある当該施設は信越トレイルクラブ加盟宿として登録されており、当該施設を経由するハイカーは、妙高市、十日町市、長野県飯山市のいずれかに進み、隣接の地域を経由したハイカーは当該施設を利用し、宿泊や入浴、買い物など消費活動をしている。このような、経済活動が継続されるよう、行政や観光協会が連携し事業を展開している。

### ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

### ⑥ 評価の方法、時期及び体制

### 【検証方法】

毎年度3月末時点のKPIの達成状況を事業担当課が取りまとめる。

### 【外部組織の参画者】

上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会や市議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

### 【検証結果の公表の方法】

毎年度、ホームページで公表する。

#### ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 78,811千円

#### ⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

#### ⑨ その他必要な事項

特になし。

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

#### (1) 観光施設等管理事業

##### ア 事業概要

当市を訪れる観光客等に対し、宿泊・温浴等のサービスを提供することにより、市内での長期滞在を促すとともに、市民との交流の機会の創出や域内消費の拡大など、地域の活性化を図る。

##### イ 事業実施主体

新潟県上越市

##### ウ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。